

茨城県立下妻第一高等学校 P T A 規約

昭和36年5月 8日一部改正
昭和39年5月 7日一部改正
昭和51年5月21日一部改正
昭和56年5月27日一部改正
昭和62年5月24日一部改正
平成 9年5月18日一部改正
平成16年5月22日一部改正
平成20年5月17日一部改正
平成24年5月19日一部改正
平成29年5月13日一部改正
令和 元年5月18日一部改正

第1条〔名称〕 本会は茨城県立下妻第一高等学校 P T A と称し、本部を学校内に、支部を別表各地区に置く。

第2条〔目的〕 本会は新教育の原理に基づき、学校と家庭の連絡を緊密にし、教育資材施設を充実し、教職員の研究を助長し、公教育拡充の促進に務め、以て生徒の福祉を増進することを目的とする。

第3条〔会員〕 本会は本校生徒の保護者及び本校職員を以て組織する。

第4条〔役員〕 本会は本部に会長1名、副会長4名、書記2名、会計3名、監事3名、校内委員若干名を置き、副会長は学年委員長各1名及び学校長を充てる。学年に正副委員長各1名、学級委員(1学級2名)を置く。支部に正副支部長各1名(但し会員数の多い支部では副支部長2名)及び支部委員若干名(会員約10名に1人の割合)を置く。

別に顧問若干名を置くことができる。

第5条〔任期〕 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。顧問の任期は5年とし、顧問が任期中に子弟の入学により会員となったときは、子弟の在学期間中は顧問の任を解く。

第6条〔役員の選出〕 会長、副会長及び監事(P・T)は会員中より役員会によって推薦され、総会に於いて承認を受ける。

書記(T)、会計(P・T)は会長より委嘱される。学年委員長は、各学年の学級委員より互選される。学級委員はそれぞれの学級より互選される。校内委員は教頭、事務室長の外、教職員より互選される。正副支部長は支部会員中より委嘱される。支部委員は、各支部毎に会員の互選とする。本会のため特別の功労のあった役員を会長は総会の承認を得て顧問に推薦することが出来る。

第7条〔役員会〕 役員会は会長等の推薦、事業の企画審議決定、予算案、決算その他総会に提出する議案の作成、その他必要ある場合に随時招集される。役員会は評議委員会を常置し、必要により小役員会を設置する。

評議委員会は、会長、副会長、書記、会計、監事、支部長及び校内委員を以て構成され、会長の諮問に応ずる。

第8条〔総会〕 総会は5月に会長これを招集する。

総会に於いては、会長の承認、役員の発表、新会員に関する報告、新年度事業計画、予算案の審議決定、前年度決算の承認がなされる。

なお、必要のある場合には、臨時総会を招集することができる。

第9条〔会計〕 本会の経費は入会金、会費、寄付金を以てあて、次のとおりとする。

(1) 入会金 5,000円

(2) 会 費 月額 80円(生徒一人あたり)

会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10条〔委員会〕 本会は必要に応じて委員会を置くことができる。

1 広報委員会

(1) 本会は本校 P T A 本部役員・各支部より選出された委員及び担当職員を以て組織する。

(2) 本会は P T A 会員相互の情報交換の場を提供し、P T A 活動についての理解を深め、共通認識のもとでその活動の充実を図ることを目的とする。

(3) 本会には次の役員を置く。任期は1年とし、再任は妨げない。

委員長1名 副委員長2名 書記2名 会計2名

委員 若干名(原則として、各支部より1名程度)

委員長は P T A 役員の中から選出し、他の役員は委員長が推薦し、P T A 会長がこれを委嘱する。

(4) 本会は委員長が招集し、年1回以上会報等を発行する。

- (5) 本会の経費は本校PTA会費を以て充てる。

2 生徒指導委員会

- (1) 本会は本校PTA本部役員・各支部役員・及び担当職員をもって組織する。
- (2) 本会は本校及び家庭の生徒指導に協力し、健全なる高校生の育成に寄与することを目的とする。
- (3) 本会には次の役員を置く。任期は1年とし、再任は妨げない。
委員長1名 副委員長2名 書記2名 会計2名 理事：各支部長
委員長はPTA役員の中から選出し、他の役員は委員長が推薦し、PTA会長がこれを委嘱する。
- (4) 委員長は必要に応じ、会議を招集することができる。
- (5) 本会の経費は本校PTA会費を以て充てる。

了解事項

- 1 役員は、当分の間、PTA本部役員・各支部長が兼ねることができる。
- 2 書記・会計は、学校職員を補助職員とすることができる。

第11条〔改正〕 本規約は総会に於いて出席会員の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

〔別表〕

同 母	(下妻市のうち下妻中学校区)
双 葉	(下妻市のうち東部中学校区)
自 彊	(筑西市のうち旧関城町)
小 貝	(筑西市のうち旧明野町、桜川市のうち旧真壁町)
波 窓	(筑西市のうち旧下館市・旧協和町、桜川市のうち旧岩瀬町・旧大和村、笠間市、水戸市、二宮町、高萩市)
一 穂	(結城市、小山市)
絹西東部	(八千代町)
絹西西部	(古河市、境町)
成 鳳	(下妻市のうち千代川中学校区)
鬼 江	(常総市、坂東市、守谷市、つくばみらい市、取手市、野田市)
理 想	(土浦市、つくば市のうち旧大穂町・旧豊里町・旧谷田部町・旧桜村)
筑 友	(つくば市のうち旧筑波町、旧新治村)

茨城県立下妻第一高等学校後援会規則

昭和52年5月27日一部改正
昭和56年5月27日一部改正
平成20年5月17日一部改正
平成24年5月19日一部改正
令和元年5月18日一部改正

- 第1条 本会は茨城県立下妻第一高等学校後援会と称し、本部を本校内に、支部をPTA支部と同じ地区に置く。
- 第2条 本会は本校の教育目標達成のため、環境の整備保全、生徒の体育、文化、厚生、教職員の研修の助成に努める。
- 第3条 本会の会員は本校生徒の保護者を以って組織する。
- 第4条 本会の役員及びその任務は次のとおりとする。
- 会 長 1名 会務を総理し会議を招集する。
- 副会長 3名 会長を補佐し会長不在のときは、これを代理する。
- 書 記 2名 連絡並びに記録を担当する。
- 会 計 3名 収支を記録し総会において決算報告をする。
- 監 事 3名 会計の監査に当る。
- 支部長 支部を統括する。
- 副支部長 支部長を補佐し支部長不在のときは、これを代理する。
- 第5条 本会の役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。
- 第6条 本会の役員の選出は会長、副会長、監事は役員会によって推薦され、総会において承認を受ける。
書記、会計は会長より委嘱される。正副支部長は会員の互選により会長より委嘱される。
- 第7条 本会は随時役員会を開き次の事項を行う。
- 事業の企画立案審議
予算、決算の立案審議
その他総会に提出する議案の作成
- 第8条 本会の総会は年1回会長が招集し(PTA総会とかねる)次の事項を決議する。
- 会長、副会長、監事の承認
事業計画、予算、決算の審議承認
規約の改正、その他重要事項
- 第9条 本会の経費は入会金、会費、寄付金を以て充て、次のとおりとする。
- 但し、寄付金については役員会の承認を得なければならない。
- (1) 入会金 5,000円
- (2) 会費 月額 500円(生徒一人あたり)
- (3) 基金会計は生徒指導費及び周年事業への拠出を目的とする。
- 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第10条 本会の会議の議決は出席者の3分の2以上とする。

附 則 この規則は昭和49年4月1日から施行する。

了解事項として

1. 役員は当分の間PTAの役員と重複しても差し支えない。
2. 会計、書記は学校職員を補助職員とすることができる。

P T A 慶 弔 規 程

昭和37年5月 8日一部改正
昭和54年5月21日一部改正
平成 4年5月17日一部改正
平成13年1月22日一部改正
平成16年5月22日一部改正

1 弔 慰

- (1) 生徒の父母又はこれに代わる保護者死亡の場合は、香料10,000円と花環を贈る。
- (2) 生徒死亡の場合は、香料20,000円と花環を贈る。
- (3) 職員現職中の死亡の場合は、香料20,000円と花環を贈る。
- (4) 職員の配偶者死亡の場合は、香料10,000円と花環を贈る。
- (5) 職員の父母及び子女死亡の場合は、香料10,000円を贈る。

2 病気見舞

- (1) 職員が20日以上病気・事故で勤務できない時は、見舞金5,000円を贈る。
- (2) 同居家族の病気1ヶ月以上に亘る時は、見舞金3,000円を贈る。
- (3) なお病気が引続き長期に亘る時は、その都度協議する。又、重患の場合はいずれも期間に拘泥しない。

3 災害見舞

役員会でその都度協議する。

4 記念品贈呈

会長・副会長・その他功労のあった役員に対しては、退任の際、記念品を贈呈する。

5 その他

学校医、学校歯科医、学校薬剤師等については、その都度協議する。